

割賦販売法・自主ルール研修に関する細則

(令和5年4月1日改正施行分)

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定める包括信用購入あっせんに関する自主規制細則第7条第2項及び個別信用購入あっせんに関する自主規制細則第8条第2項並びにクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制細則第6条第2項に定める研修の実施に必要な事項を定める。

(社内教育体制の整備)

第2条 本会の会員のうち包括信用購入あっせん業者である会員及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者である会員並びに個別信用購入あっせん業者である会員（以下合わせて「研修対象会員」という。）は、割賦販売法及び自主ルールを踏まえた適正な業務を行うために、講師資格者を置かなければならない。

(研修の種類)

第3条 規則第2条第1号に定める研修は、次の各号に定める研修とする。

- (1) コンプライアンス研修
- (2) 一般研修
- (3) 講師研修

(研修方法)

第4条 本会は、前条に定める研修について、次の方法により実施する。

- (1) 対面による集合研修
 - (2) 通信による研修（eラーニング）
- 2 双方向性のある会議システム等を活用して研修講師の講義場所と受講者の受講場所を隔地間で行う場合で、別に定める基準を満たす場合には前項第1号の方法による研修とみなす。

第2章 コンプライアンス研修

(研修の目的)

第5条 コンプライアンス研修は、次条に定める対象者が割賦販売法及び同法に係る自主規制規則等（以下「割賦販売法及び自主ルール」という。）の遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とする。

(対象)

第6条 コンプライアンス研修の対象は、研修対象会員であって、本会に届出をしている会員代表者並びに包括信用購入あっせん業務又は個別信用購入あっせん業務（以下両業務を合わせて「信用購入あっせん業務」という。）を担当する役員及びクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務（以下「ク

レジットカード番号等取扱契約締結業務」という。)を担当する役員(以下本条において「受講対象役員」という。)とする。

ただし、第4条第1項第1号に定める方法において、受講対象役員が受講できない場合は、法令遵守を監督するための内部管理部門の責任者又はそれに準ずる者(以下これらの者及び受講対象役員と合わせて「受講対象役員等」と総称する。)が受講するものとする。

- 2 コンプライアンス研修は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も受講できるものとする。
 - (1) 受講対象役員等以外の研修対象会員の役員及び職員
 - (2) 研修対象会員以外の会員の役員
 - (3) 信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む(営む予定を含む。)非会員の役員
 - (4) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役員(研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。)

(コンプライアンス研修の受講等)

第7条 研修対象会員は、第8条に定めるところにより、コンプライアンス研修を、毎年度、受講対象役員等を受講させ修了させるものとする。

- 2 コンプライアンス研修の修了者は、当該受講した研修内容について、受講できなかった他の受講対象役員等に周知するものとする。
- 3 受講対象役員等が1名も受講できない場合は、本会に所定の届出書を提出することにより、次年度のコンプライアンス研修の受講を確約することとする。

(修了の要件)

第8条 本会は、受講対象役員等のうち指定した研修内容を受講した者をコンプライアンス研修の修了者とする。

第3章 一般研修

第1節 協会主催研修

(研修の目的)

第9条 一般研修は、割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務を行うことができる人材を育成することを目的とする。

(対象)

第10条 一般研修の対象は、研修対象会員において信用購入あっせん業務に従事する職員及びクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員(以下合わせて「受講対象職員」という。)とする。ただし、非正規職員については、別に定める基準により対象から除外することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も受講できるものとする。
 - (1) 研修対象会員の役員
 - (2) 研修対象会員以外の本会の会員の役職員
 - (3) 信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む(営む予定を含む。)非会員の役職員
 - (4) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役職員(研修対象会員を

通じて受講の申込みをした場合に限る。)

(一般研修の種類)

第11条 受講対象職員が受講する研修は、当該受講対象職員が所属する研修対象会員の登録区分に応じ、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別途定める内規によることとする。

- (1) 包括研修
- (2) アクワイアラ研修
- (3) 個別研修

(研修時期)

第12条 研修対象会員は、職員を信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事させるときは、当該職員（従事する日が属する年度の前3年度以内に一般研修を修了している者を除く。）に対し、できる限り早く一般研修を受講させ修了させるものとする。

2 研修対象会員は、受講対象職員を一般研修が修了した日が属する年度の翌年度から3年度以内に一般研修を受講させ修了させるものとし、以後も同様とする。

3 研修対象会員は、受講対象職員が一般研修受講後も、継続的に研修を行うなどの方法により、第9条に定める目的を達成するよう努めるものとする。

(修了の要件)

第13条 本会は、本会が作成した一般研修のテキストを使用した研修を受講して、本会が別に定める基準を満たした受講対象職員を修了者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も一般研修の修了者とみなす。

- (1) 講師育成研修の理解度測定において別に定める基準を満たした者
- (2) 講師更新研修を修了した者

3 本会は、前各項の修了者の記録を作成し、本会が運営するJCA資格NETにおいて会員の閲覧等に供するものとする。ただし、第4条第1項第2号による研修を除く。

第2節 会員主催研修

(会員主催研修)

第14条 受講対象職員は、研修対象会員が実施する次の各号に定めるすべての要件を満たす研修（以下「会員主催研修」という。）を受講し修了した場合は、一般研修を修了したものとみなす。

- (1) 研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法により研修を実施すること。
- (2) 本会が作成した一般研修のテキストを使用するとともに、本会が作成した問題により理解度測定を行うこと。ただし、別に定める基準により研修対象会員が作成する研修資料及び理解度測定問題を使用することを認める。
- (3) 前2号に定める他、本会主催の一般研修と同等の研修内容等であること。

(準用)

第15条 前条の会員主催研修については、第9条から第13条第1項の規定

を準用する。

第4章 講師研修等

(講師の役割)

第16条 講師資格者は、次の役割を担うものとする。

- (1) 第20条に基づき、会員主催研修の該当する種類の研修講師を務めること。
- (2) 第3章に定める一般研修を受講する受講対象職員に対し、質問等への回答及び助言並びに実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと。

(講師研修の目的)

第17条 講師研修は、会員主催研修の講師として必要な知識等を習得することを目的とする。

(講師研修の種類)

第18条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める研修を、当該各号に定める目的で行う。

- (1) 講師育成研修
講師として必要な知識等を習得するため
- (2) 講師更新研修
講師資格者の能力の維持及び向上を図るため
- 2 前項第1号に定める研修の種類は、研修対象会員が行う研修の講師を育成するために、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別途定める内規によることとする。
 - (1) 包括講師育成研修
 - (2) アクワイアラ講師育成研修
 - (3) 個別講師育成研修
- 3 第1項第2号に定める研修の種類は、研修対象会員の講師能力の維持及び向上のために、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別途定める内規によることとする。
 - (1) カード総合講師更新研修
 - (2) アクワイアラ講師更新研修
 - (3) 個別講師更新研修

(対象)

第19条 講師育成研修の対象は、講師育成研修を受講しようとするときから前3年度以内に、当該研修対象会員において、取得しようとする講師資格の同一区分の一般研修を修了した役職員であって、会員主催研修の講師になろうとする者とする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。

2 講師更新研修の対象は、講師資格を更新しようとする者とする。

(講師資格の認定)

第20条 本会は、次の各号に定める者を講師として認定する。

- (1) 講師育成研修を受講した者のうち、指定した研修内容を所定の研修時間受講し、かつ、本会が作成した理解度測定において別に定める基準を満たす者
- (2) 本会のクレカウンセラー資格の認定を受けた者

- (3) 協会に届出をした弁護士
- 2 本会が認定する講師資格は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 包括研修講師資格
- (2) アクワイアラ研修講師資格（以下「ACQ研修講師資格」という。）
- (3) 個別研修講師資格
- 3 第1項第1号に定める者には、内規に定める講師資格を認める。
- 4 本会は、第1項第1号及び第2号の講師資格認定者の記録を作成し、JCA資格NETにおいて会員の閲覧等に供するものとする。

(講師資格の有効期間)

- 第21条 第19条第1項第1号及び第2号の講師資格の有効期間は、講師資格認定の日（第2号に定める講師にあってはクレカウンセラー資格の認定を受けた日）から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。
- 2 次条により講師更新研修を修了した者の講師資格の有効期間は、更新研修の修了日から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

(講師資格の更新)

- 第22条 講師資格者（弁護士を除く。）は、当該講師資格を更新しようとするときは、前条の有効期間満了の時までに講師更新研修を修了しなければならない。
- 2 本会は、講師更新研修を受講した者のうち、指定した研修内容を所定の研修時間受講した者を講師更新研修の修了者と認定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により講師資格の有効期間満了の日までに講師更新研修を修了していない者に、当該有効期間満了後1年間に限り講師更新研修の受講を認める。この場合、当該講師更新研修の修了認定の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止する。
- 4 本会は、第2項の講師更新研修修了者の記録を作成し、JCA資格NETにおいて会員の閲覧等に供するものとする。

(講師資格者台帳への記載)

- 第23条 本会は、講師資格者（弁護士を除く。）の氏名、所属する会社名その他別に定める事項を講師資格者台帳（電磁的記録を含む。）に記載するものとする。
- 2 講師資格者は、前項の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の届出をするものとする。
- 3 本会は、講師資格の有効期間を経過し講師資格を失効した場合には、講師資格者台帳から当該者の記録を削除するものとする。

(講師の活動範囲)

- 第24条 次の各号に定める研修は、講師資格者は、内規に定めるところにより、一般研修における研修の種類に応じた講師をすることができるものとする。
- 2 講師資格者（弁護士を除く。）は、当該講師資格者が所属する会員の会員主催研修以外で講師を務めることができない。ただし、本会が認める場合は、この限りでない。

第5章 その他

(研修のフォローアップのための調査)

- 第25条 本会は、研修対象会員に対し、必要に応じ、第3条各号に定める研修のフォローアップのための調査を実施することができるものとし、当該会員は、これに協力するものとする。
- 2 本会は、当該調査内容の分析の結果等を当該会員に対し提供するものとする。
- 3 本会は、研修の実績に著しく問題のある会員については、本会が定める処分に関する規則とは別に、研修の運用上の注意文書の発出等を行うことができるものとする。

(研修の記録の作成と保存等)

- 第26条 本会は、実施した第3条各号に定める研修の記録（電磁的記録を含む。）を作成し、当該研修を実施した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。
- 2 本会は、コンプライアンス研修に関して、研修対象会員から提出された第7条第3項に定める書面を、当該コンプライアンス研修を開催した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。
- 3 研修対象会員は、社内規程等に基づき、第3条各号に定める研修にかかる研修計画を策定するとともに、当該研修に役職員を受講させた場合には、その記録を作成し、当該研修を実施した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。

(改廃)

- 第27条 本細則の改廃は、人材育成部会の決議を経て行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、研修の基本的枠組み等の重要事項の改正については、自主規制委員会の承認を得なければならない。

附則

1. 本細則は、平成22年4月16日から施行する。
2. 本細則は、平成23年4月1日から改正施行する。
3. 本細則は、平成23年10月25日から改正施行する。
4. 本細則は、平成25年4月1日から改正施行する。
5. 本細則は、平成26年4月1日から改正施行する。
6. 本細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
7. 本細則は、平成28年4月1日から改正施行する。
8. 本細則は、平成28年7月20日から改正施行する。
9. 本細則は、平成29年4月1日から改正施行する。
10. 本細則は、平成30年6月1日から改正施行する。
11. 本細則は、平成31年4月1日から改正施行する。
12. 本細則は、令和2年7月1日から改正施行する。
13. 第18条第2項に定める講師資格については、令和元年度までに「包括研修講師資格」を保有している場合には、改正施行後における「包括研修講師資格」及び「ACQ研修講師資格」の講師資格を有するものとみなす。
14. 第2条第1項の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の

- 期間として、令和４年３月３１日までの経過措置を設けることとする。
15. 本細則は、令和３年４月１日から改正施行する。
 16. 本細則は、令和５年４月１日から改正施行する。